一般財団法人都城市スポーツ協会 種目普及育成費支出要綱

（目的）

第１条　都城市におけるスポーツの振興を図るため、競技種目の普及講習会及びスポーツ教室を開催する事業に対して、一般財団法人都城市スポーツ協会が経費の一部を補助する。

（対象となる事業）

第２条　補助の対象となる事業は、次に掲げる事業とする。

（１）　種目の普及啓発を図るための講習会、スポーツ教室

（２）　種目の競技力向上を図るための講習会、スポーツ教室

２　補助の対象となる事業割り当ては、一団体一事業とする。

（対象経費及び金額）

第３条 補助対象経費は、事業に直接係る経費（食料費は除く）とし、補助基準額は、A 表と B 表の区分による金額を合計した額とし、実際に要した経費と比較していずれか少ないほうの額を支出する。

A 表

区分	日　　程	金　額（円）
A	1 日	10，000 円
B	2 日	15，000 円
C	3 日	20，000 円

B 表

区分	参加者数	金　額（円）
A	20 名以下	10，000 円
B	21～49 名	20，000 円
C	50～99 名	30，000 円
D	100 名以上	40，000 円

（実施上の留意点）

第４条　実施上の留意点は、次のとおりとする。

（１）事業は、競技団体主管で行うこと。

（２）事業の実施にあたっては、計画書及び予算書を提出すること。

（３）事業終了後は、報告書（参加者名簿添付）と決算書を年度末までに提出すること。

（４）実施期間は、１日当たり３時間程度を原則とする。

附　則

この要綱は、公表の日から施行する。ただし、平成 20 年度においては、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

１　平成 26 年 7 月 1 日一部改正。

２　令和 3 年 4 月 1 日一部改正（名称変更）